不動産 を売却した場合の確定申告は



スマホ作成 × e-Tax提出 がおすすめ!

不動産を売却した方へ

不動産の売却で譲渡所得(利益)がある場合、確定申告が必要です

確定申告特集

トップページ > ケース別の情報 > 不動産等を売却した方へ

不動産等を売却した方へ

不動産を売却した方

土地や建物を売却した方で以下の算式により計算した結果、譲渡所得金額(利益)がある方は原則として確定申告が必要です。

譲渡価額 - (取得費+譲渡費用)= 譲渡所得金額 (利益)

売った土地や建物を買 い入れたときの購入代 確定申告に関する情報は、 確定申告特集ページを ご覧ください

- ✔ パンフレット
- ✓ 確定申告書等作成コーナーの 入力マニュアル・操作動画
- ✓ 確定申告書等の様式

など



こちらからアクセス

※ 令和7年分のページは令和8年1月に公開予定



申告が必要な方は、スマホ から 確定申告書等作成コーナー へ

アクセス



確定申告書の作成がスマホで簡単 にできます

- ✓ 質問形式で入力内容を案内
- ✓ 選択可能な特例の自動表示
- ✓ 税額まで自動計算

確定申告書を作成する際は、マイナポータル連携の利用が便利♪ _{詳しくはこちら}

(収入や控除の金額が自動入力できます)

・収入関係 : 給与、公的年金、株式の特定口座 など

ソニットに関する証明書の発行さればフィナザ カル連携に対応している必要がもします



e-Taxに必要なもの

● マイナンバーカード読取対応のスマホ



マイナポータルアプリを インストール







Androidの方

マイナンバーカード(次のパスワードも必要です)



- 利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)
- 署名用電子証明書のパスワード(英数字6~16文字)

パスワードが分からない場合の対応方法は 公的個人認証サービスのポータルサイトを ご確認ください





マイナンバーカード及び電子証明書の 有効期限にご注意ください!

有効期限や更新手続等の 詳細はデジタル庁公式 noteをご確認ください



スマホ用電子証明書の利用で 認証時も手間いらず!

・マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、

・利用者証明用電子証明書のパスワードはスマホの 生体認証機能を利用できます (機種によって異なります)

申告書の作成・e-Tax送信ができます

令和7年分確定申告から、 iPhoneにも対応します!

スマホ用電子 証明書について 詳しくはこちら







※ ご利用には、スマホでマイナポータルからスマホ用電子証明書の利用申請・登録をする必要があります。

\ e-Tax の 5つのメリット。



24時間 利用可能



確定

受信通知から

いつでも内容確認

添付書類 提出不要



部の書類を除きます -夕による 提出共可能

早期還付 (3週間程度で還付)



※書面提出の場合は 1か月~1か月半程度で



e-Taxで 申告しています!!

・Androidの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。 ・iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。